

## 資料 5 - 1

# 「当事者目線の障害福祉推進条例」に基づく 基本計画について



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

令和5年3月22日  
神奈川県福祉子どもみらい局  
障害福祉課

# 1. 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく「基本計画」とは

令和4年10月に公布された「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」において、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画（基本計画）を策定することとしている。

## 条例の基本理念

当事者目線の障害福祉の推進（障害を理由とした差別・虐待の防止、希望する生活の実現、地域共生社会の実現などが目的）

## 条例の基本計画

第8条：当事者目線の障害福祉を推進するための基本的な計画（基本計画）を策定する  
※「基本的な計画」=具体的な実行プラン

## 計画に盛り込む 内容のイメージ

全ての分野において「当事者目線の障害福祉」の考え方を自分ごととして改めて捉え、各施策に反映していく。  
※ 各市町村、関係者、当事者との議論を十分に実施した上で原案を策定し、神奈川県障害者施策審議会において決定する。

## 【総論】

- ・ 策定の背景、位置づけ
- ・ 基本理念と方針
- ・ 計画の期間
- ・ 計画の進め方
- ・ 障害者の定義
- ・ 「憲章」と「条例」
- ・ 「当事者目線の障害福祉」
- ・ 「ともに生きる社会」
- ・ 国の動向、権利条約、対日審査
- ・ 地域間均衡と自立支援協議会
- ・ 県立施設の役割

## 【分野別施策】

- ・ 権利擁護、虐待防止、差別解消の推進
- ・ 人材の育成、人材の確保
- ・ 意思決定支援の推進
- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域移行支援の充実
- ・ 障がい当事者の参加の促進
- ・ 家族や支援者等への支援の充実
- ・ 障害福祉サービス、医療サービスの充実（※療育と関連支援、医療的ケア児支援等）
- ・ 中核的拠点の整備（強度行動障害支援等）
- ・ 住宅確保、住宅整備、まちづくり
- ・ アクセシビリティの向上（※移動、環境、情報、意思疎通支援等）
- ・ 防災、防犯、消費者被害の防止
- ・ 雇用、就業、経済的自立の支援
- ・ 行政機関における配慮
- ・ 障害の理解促進、普及啓発
- ・ 障害児の教育保障、生涯学習
- ・ インクルーシブ教育の推進
- ・ 福祉教育の推進、教育環境の整備
- ・ 文化、芸術、スポーツ関連
- ・ 余暇、レクリエーション活動関連

## 【目標値】

- ・ 成果目標の設定
- ・ サービスの必要量の見込み
- ・ 見込量の確保のための方策
- ・ 従事者確保と資質向上のための方策
- ・ 達成状況と評価など

## 2. 計画の統合について（イメージ図）

改定が必要な既存の2計画と、新たに策定する1計画を一本化していく

障害者施策の基本的な  
事項や理念を定める計画

（既存）

障害者計画

（かながわ障がい者計画）

平成31（2019）年度

令和5（2023）年度

※5か年計画

令和5年度に改定作業が必要

（新規）

当事者目線の障害福祉推進条例  
に基づく基本計画

（包含）

障害者計画

（包含）

障害福祉計画

令和6（2024）年度

令和11（2029）年度

※6か年計画

令和5年度に策定作業を行う

障害福祉サービスに  
関する実施計画

（既存）

障害（児）福祉計画

（神奈川県障がい福祉計画）

令和3（2021）年度

令和5（2023）年度

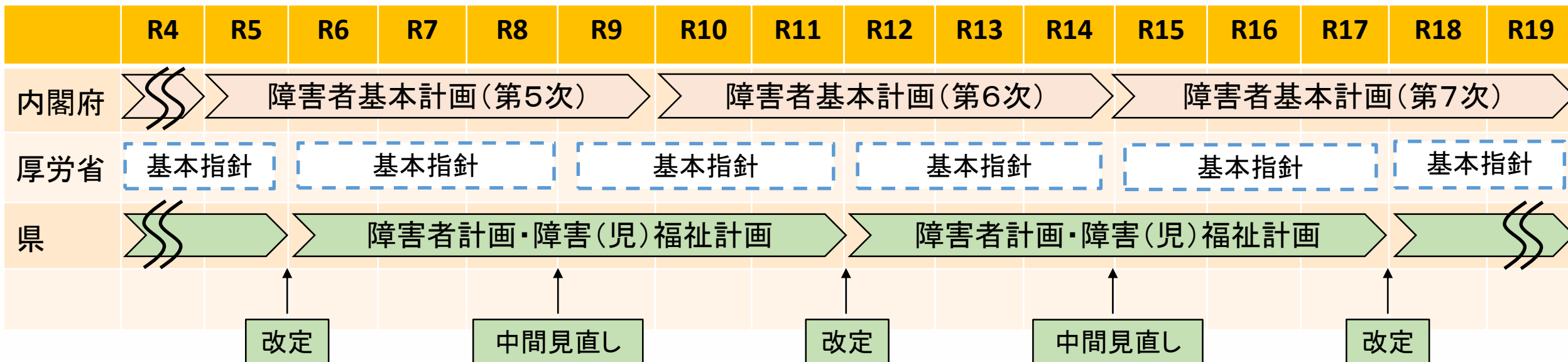
※3か年計画

令和5年度に改定作業が必要

### 3. 計画の統合及び計画の年数

次期の障害者計画と障害(児)福祉計画の策定年度が重なること、また、当事者目線の障害福祉推進条例を制定したことを契機に、より実効性の高い総合的な計画とするため、6か年計画として策定していく。

※ なお、障害(児)福祉計画に該当する部分は、国の基本指針に即して、3年目に中間見直しを実施する。  
 また、国の障害者基本計画の策定に合わせて、必要に応じて修正を行う。  
(計画の改定)



※障害(児)福祉計画の改定

※障害(児)福祉計画の改定

## 4. 現行計画の課題

### (1) 既存の2計画は、内容が一部重複。計画期間は異なり、分かりにくい。

- 基本理念、成果目標、目標達成のための方策等において、2つの計画の内容が重複している。
- 計画期間は、「障害者計画」が5か年・「障害(児)福祉計画」が3か年と、両計画の期間は異なる。

### (2) 障害(児)福祉計画は検証する期間が短い。

- 障害(児)福祉計画は、3か年計画のため、2か年の取組実績で効果検証を実施することになる。  
2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。  
例えば、次の取組の効果検証は、2年間では十分な検討は困難である。

- 〔 ・ 施設入所者の地域生活移行の促進  
・ 精神病床における長期入院者の退院促進 〕

※ 「障害者計画」は、5か年計画のため検証期間が確保され、中長期的な視点で計画を検証・改定をすることが出来ている。

## 5. 計画の統合により得られる効果

### ① 県民へのわかり易さの向上

○ 計画を1つにまとめることで、名称及び記載内容が整理され、内容によって見分ける必要が無くなり、県民に分かりやすい計画を示すことが可能となる。

### ② 検証期間の確保と評価の質の向上

○ 計画期間を6年間とすることで、十分な検証期間が確保でき、結果(数値目標の達成度)と目指す成果を検証し、今後の施策を中長期的な視点で検討することが可能となる。

### ③ 進行管理の効率化と実効性の向上

○ 障害者に関する様々な施策やサービスを、総合的・計画的に推進することがしやすくなり、より実効性の高い計画となる。

## 6. 計画の統合による課題と県の考え方

### ①計画期間を6年間とすることにより、

国の障害者基本計画の策定期期とズレが生じることから、国の計画を的確かつタイムリーに県の計画に反映させることが出来るか

突発的・重要案件が生じた際に、県の新たな取組みを、速やかに計画に反映をさせることが出来るか

- 障害(児)福祉計画に関する部分について、計画を3年ごとに見直すことは、今までと変わらない。  
あわせて、国の策定する障害者基本計画で、新たに反映すべき内容が示された際や、突発的・重要案件が生じた際には、中間見直しの中で検討していくことは可能である。  
なお、理念的な部分は、これまでの障害者計画も5年であり、次期の計画を6年としても影響は少ないと考える。

### ②ひとつの計画にまとめることにより、

計画のボリューム(項目数やページ数)が増加するため、読みやすさや、使いやすさの低下に繋がらないか。

- 内容のブラッシュアップにより、可能な限りスリム化。  
誰もが読みやすい、わかりやすい見せ方(掲載方法)を検討していく。